



医療・福祉における最近の動向

2015年2月 (No. 11)
高井直樹会計事務所

介護保険の自己負担割合と補足給付の見直しについて

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、全国介護保険担当課長会議では一定以上の所得がある利用者の自己負担割合や、補足給付の見直しについても議論されている。以前から、介護業界においては介護給付の適正化が謳われており、介護が必要な受給者を適正に認定し、事業者は受給者が真に必要とする過不足のないサービスを提供して、その結果として費用の効率化を図ることで、介護保険制度の信頼感を高めていくべきだと考えられてきた。

1. 介護保険の自己負担割合が2割になる？

こうした流れの中で、既に一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を2割に引き上げる案が示され、平成27年8月から実施される予定となっている。

具体的な基準は、合計所得金額が160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合280万円以上）を基本とするとのことで、これは65歳以上の介護保険被保険者のうち、所得上位20%に相当する基準である。まだ具体的に決定していない点もあるが、負担割合証は1割負担の者も含めて全員に交付され、有効期間は毎年8月1日から翌年の7月31日までとするようである。

2. 補足給付が受けられなくなる？

また、補足給付に関しても見直しが進んでおり、平成27年8月と平成28年8月の2回に分けて、それぞれ所得や資産の勘案がなされる予定である。

① 平成27年8月からの変更点

入居者が世帯分離をして補足給付を受けている場合、今までは配偶者の所得は考慮されなかったが、今後は配偶者の所得も勘案することとなる。そのため、配偶者が

住民税課税者である場合は、入居者は補足給付が受けられなくなってしまう。

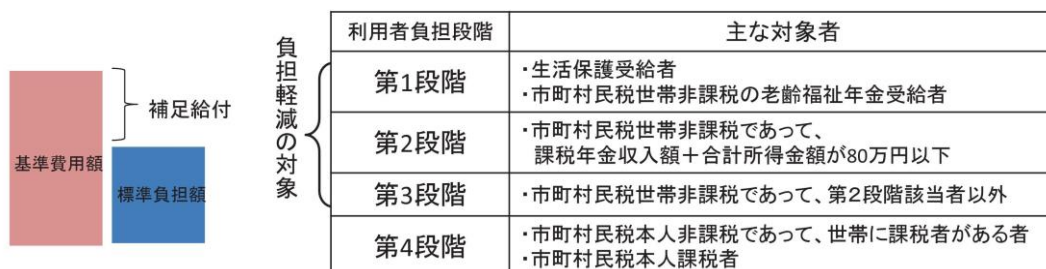
また、預貯金等について、単身者は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下でないとい補足給付が受けられなくなる。

② 平成28年8月からの変更点

今まで第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しており、非課税年金（遺族年金や障害者年金）の額は含めていなかったが、平成28年8月以降はこれらの年金額も含めて判定を行う。

・図表1 補足給付の概要（平成27年2月20日現在）

		基準費用額 (月額)	負担限度額：月額			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	
居住費	多床室	320円 (1.0万円)	0円 (0万円)	320円 (1.0万円)	320円 (1.0万円)	
	従来型 個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型準個室	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	
	ユニット型個室	1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)	



3. 対象となる利用者への説明や変更の同意

当面は、事業所の利用者で自己負担割合が2割になる可能性のある方、補足給付を受けていて負担限度額が変わる、もしくは補足給付が受けられなくなる方がいないか確認するとともに、もし自己負担額が変わる方がいる場合は、制度が施行される前にご説明し、変更の同意をいただく必要が生じる可能性がある。

また、変更の時期が4月ではなく8月であるため、事前にアナウンスすることを忘れないようにスケジュール管理をし、対象者に説明する時期、内容などあらかじめ準備をしておくが良い。

VI 文献リスト

1. 平成 26 年 7 月 28 日 厚生労働省老健局
全国介護保険担当課長会議資料
2. 平成 26 年 11 月 10 日 厚生労働省老健局
全国介護保険担当課長会議資料

(文責 : 医療福祉コンサルタント部 安藤)